

「接続機器レンタル規約」(Yahoo! BB 光 with フレッツ/Yahoo! BB 光フレッツコース
用) 新旧対応表

| 改定前 (2012 年 11 月 1 日付) | 改定後 (2013 年 8 月 1 日付) |
|---|---|
| <p>第 1 条 (規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 (以下「当社」といいます。) が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス (以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。) のオプションサービスである、光 BB ユニット、無線 LAN カードまたは地デジチューナー (以下「接続機器」といいます。) のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。</p> <p>2. 接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」または「Yahoo! BB 光フレッツコースサービス規約」(以下総称して「BB サービス規約」といいます。) が準用されるものとします。</p> | <p>第 1 条 (規約の適用)</p> <p>1. 本規約は、ソフトバンク BB 株式会社 (以下「当社」といいます。) が提供する Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス (以下総称して「ソフトバンク BB 光サービス」といいます。) のオプションサービスである、光 BB ユニット、無線 LAN カードまたは地デジチューナー (以下「各接続機器」といいます。) のレンタルを受ける会員に適用されるものとします。なお、地デジチューナーをレンタルするサービスとしては地デジチューナープラスおよび地デジチューナー (R) があり、これらは重複して申し込めないものとします。また、地デジチューナーを利用するにあたっては、当社より提供する専用のアプリケーション (以下「指定アプリ」といいます) を使用する必要があります。</p> <p>2. 各接続機器を会員にレンタルするにあたり、本規約に定めのない事項については、「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス規約」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス規約」(以下総称して「BB サービス規約」といいます。) が準用されるものとします。</p> |
| <p>第 2 条 (接続機器のレンタル)</p> <p>1. 当社は接続機器のレンタルを希望する会員に対し、接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。 (2)BB フォンの申し込みを行った場合。</p> <p>4. 会員にレンタルする接続機器は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる接続機器は、第 9 条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p> | <p>第 2 条 (各接続機器のレンタル)</p> <p>1. 当社は各接続機器のレンタルを希望する会員に対し、各接続機器をレンタルします。</p> <p>2. 以下の場合において、光 BB ユニットのレンタル契約の申し込みがなされたものとします。 (2)BB フォン、またはソフトバンクテレコム株式会社が提供するホワイト光電話の申し込みを行った場合。</p> <p>4. 会員にレンタルする各接続機器は、当社が選択・決定するものとします。また、会員にレンタルされる各接続機器は、第 9 条の場合を除き、変更、取替えができないものとします。</p> |
| <p>第 3 条 (接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>1. 接続機器のレンタル契約の申し込みは、予め本規約に</p> | <p>第 3 条 (各接続機器のレンタル契約の成立及び終了)</p> <p>1. 各接続機器のレンタル契約の申し込みは、予め本規約</p> |

| | |
|---|--|
| <p>同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する接続機器毎に成立するものとし、</p> <p>2. 接続機器のレンタル契約は、当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日をもって成立するものとし、</p> <p>3. 接続機器のレンタル契約の解約、解除等は本規約に定めるほか BB サービス規約に準じるものとし、</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、接続機器のレンタル料金については、接続機器のレンタル契約終了日が属する月の月末まで発生するものとし、</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが成立しなかった場合には、本規約に基づく接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとし、但し、BB フォンの利用契約、ひかり電話機能の利用契約または無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとし、また、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとし、</p> <p>6. 会員が接続機器のレンタル契約終了時において当社の提供するソフトバンク BB 光サービス以外の他のブロードバンドサービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとし、本項において、「当社」とは、本規約が第 12 条に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、ソフトバンク BB 株式会社を意味するものとし、</p> <p>8. 会員が利用しているサービスのアップグレードを希望</p> | <p>に同意の上、当社が定める方法により、当社に対し行うものとし、当該レンタル契約は、会員がレンタルを希望する各接続機器毎に成立するものとし、</p> <p>2. 各接続機器のレンタル契約は、当社がレンタル契約の申し込みを承諾した日をもって成立するものとし、</p> <p>3. 各接続機器のレンタル契約の解約、解除等は本規約に定めるほか BB サービス規約に準じるものとし、</p> <p>4. 前項の定めにかかわらず、各接続機器のレンタル料金については、各接続機器のレンタル契約終了日が属する月の月末まで発生するものとし、</p> <p>5. (i) 会員が会員たる地位を喪失した場合、(ii) 事由の如何を問わず、Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが終了した場合、または (iii) Yahoo! BB 光 with フレッツサービス、Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスが成立しなかった場合には、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約は上記事由が発生した日の属する月の末日をもって当然に終了するものとし、但し、BB フォンの利用契約、ひかり電話機能の利用契約または無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとし、また、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約した場合は、本規約に基づく無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約は終了しないものとし、</p> <p>6. 会員が各接続機器のレンタル契約終了時において当社の提供するソフトバンク BB 光サービス以外の他のブロードバンドサービスの継続を希望する場合、当社は、当該会員に対し、適切な各接続機器を別途定める条件によりレンタルするものとし、本項において、「当社」とは、本規約が第 12 条に基づき第三者に譲渡または信託された後においても、ソフトバンク BB 株式会社を意味するものとし、</p> <p>8. 会員が利用しているサービスのアップグレードを希望</p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>した場合、当社は会員にレンタルしている接続機器の交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日の翌月 1 日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除くほか、従前の接続機器のレンタル契約の条件に変更はないものとします。</p> | <p>した場合、当社は会員にレンタルしている各接続機器の交換等の方法によりアップグレードすることがあります。アップグレード後のレンタル料金が従前と異なる場合、アップグレードされたサービスが利用可能となった日の翌月 1 日から当該料金が適用されるものとします。本項に基づくアップグレードが行われた場合でも、上記のレンタル料金の変更を除くほか、従前の各接続機器のレンタル契約の条件に変更はないものとします。</p> |
| <p>第 4 条 (レンタル料金等) 接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。</p> | <p>第 4 条 (レンタル料金等) 各接続機器のレンタル料金は、別途定める「料金表」によるものとし、会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。</p> |
| <p>第 5 条 (課金開始日) 接続機器のレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(1) ソフトバンク BB 光サービスの申し込みと同時に接続機器のレンタルの申し込みを行った場合、レンタル料金の課金開始日は BB サービス規約に準じるものとします。</p> <p>(2) 会員が BB サービス規約の契約成立後に接続機器の申し込みを行った場合は、接続機器のレンタルの申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p> | <p>第 5 条 (課金開始日) 各接続機器のレンタル料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(1) ソフトバンク BB 光サービスの申し込みと同時に各接続機器のレンタルの申し込みを行った場合、レンタル料金の課金開始日は BB サービス規約に準じるものとします。</p> <p>(2) 会員が BB サービス規約の契約成立後に各接続機器の申し込みを行った場合は、各接続機器のレンタルの申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日が課金開始日となります。</p> |
| <p>第 6 条 (ファームウェアのバージョンの更新)</p> <p>2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し(接続機器がサービス会員回線に接続され、かつ、接続機器の電源が投入状態である必要があります。)、接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。</p> <p>3. ファームウェアのバージョン更新に起因して接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第 9 条の定めを準用するものとします。</p> | <p>第 6 条 (ファームウェアのバージョンの更新)</p> <p>2. 前項の場合、当社が会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し(各接続機器がサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります。)、各接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。</p> <p>3. ファームウェアのバージョン更新に起因して各接続機器が正常に作動しなくなった場合は、第 9 条の定めを準用するものとします。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>第7条（支払方法等）</p> <p>1. 当社は、接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項及び第10条に定める違約金及び修理交換料金その他本規約に基づく当社の会員に対する債権（以下「レンタル料金等」といいます。）の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。</p> | <p>第7条（支払方法等）</p> <p>1. 当社は、各接続機器のレンタル料金、次項に定める延滞利息、第9条第1項及び第10条に定める違約金及び修理交換料金その他本規約に基づく当社の会員に対する債権（以下「レンタル料金等」といいます。）の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。</p> |
| <p>第8条（会員の義務）</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2) 接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3) 接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4) 接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）</p> <p>(5) 契約外の不正使用</p> <p>(6) 接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7) 接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> | <p>第8条（会員の義務）</p> <p>1. 会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1) 各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸その他の処分</p> <p>(2) 各接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3) 各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4) 各接続機器の著しい汚損（シール貼付、削切、着色など）</p> <p>(5) 契約外の不正使用</p> <p>(6) 各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7) 各接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>2. 前項の禁止行為の一に該当すると当社が判断した場合、会員は別途定める「違約金」または「修理交換料金」を当社の定める方法により支払うものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>第9条（故障等）</p> <p>1. 会員にレンタルされた接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該接続機器を正常な接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、接続機器の故障、破損等が会員の責</p> | <p>第9条（故障等）</p> <p>1. 会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。この場合、会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます。）。なお、各接続機器</p> |

| | |
|---|--|
| <p>めに帰すべき事由による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> | <p>の故障、破損等が会員の責めに帰すべき事由による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p> <p>3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、当社より各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p> |
| <p>第10条（接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還）</p> <p>1. 本規約に基づく接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンク BB 光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、接続機器を当社に返還するものとします。ただし、接続機器のうち、無線機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタルを受けている会員が、無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN 機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、または地デジチューナーのレンタルを受けている会員が、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、光 BB ユニットについてはこの限りではありません。なお、接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものとし、この場合返還</p> | <p>第10条（各接続機器のレンタル契約終了等に伴う返還）</p> <p>1. 本規約に基づく各接続機器のレンタル契約が終了した場合、ソフトバンク BB 光サービスの利用契約が継続する場合であっても、会員は、各接続機器を当社に返還するものとします。ただし、各接続機器のうち、無線機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタルを受けている会員が、無線 LAN カードのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN 機能内蔵型の光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合やひかり電話機能を利用している会員が、ひかり電話機能の利用契約のみを解約し、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、または地デジチューナーのレンタルを受けている会員が、地デジチューナーのレンタル契約のみを解約し、無線 LAN カードのレンタル契約、光 BB ユニットのレンタル契約を継続する場合、光 BB ユニットについてはこの限りではありません。なお、各接続機器の返還先住所については別途当社が定めるものと</p> |

| | |
|--|--|
| <p>に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に接続機器に故障等が発生した場合、当該接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日 (20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日) までに接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p> | <p>し、この場合返還に要する費用は会員の負担とします。また、かかる返還が完了するまでの間に各接続機器に故障等が発生した場合、当該各接続機器の修理交換料金等は会員の負担とします。</p> <p>2. 事由の如何を問わず各接続機器のレンタル契約が終了した日の属する月の翌月 20 日 (20 日が土日祝祭日の場合は翌営業日) までに各接続機器が当社に返還されなかった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p> |
| <p>第 12 条 (譲渡等)</p> <p>3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づく接続機器のレンタル契約における当社の契約上の地位を、接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。</p> <p>かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも 1 週間前に行うものとします。</p> <p>(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。</p> <p>上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める 2 か月の期間の満了時において、当社は、契約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします (なお、本規約に基づく接続機器のレンタル契約上の地位を譲り受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第 11 条の規定に当然従うこととなります。)。但し、上記 2 か月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、当社</p> | <p>第 12 条 (譲渡等)</p> <p>3. (1) 当社は、以下に定めるところに従い、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約における当社の契約上の地位を、各接続機器の所有権とともに第三者に譲渡することができます。契約上の地位を譲渡することとなった場合、当社は、(i) 当社のホームページへの掲載、(ii) 会員が届け出ているメールアドレス宛電子メールによる送信、及び (iii) 会員が届け出ている住所宛普通郵便により、事前に譲受人の名称、譲渡日等を特定して会員に通知します。かかる通知を受領した会員は、当該通知に記載の譲渡日をもって、その譲渡に承諾したものとみなされます。なお、ホームページへの掲載は、譲渡日の少なくとも 1 週間前に行うものとします。</p> <p>(6) 契約上の地位の譲渡が有効に成立することを条件として、会員は、以後譲受人のために各接続機器を占有するものとします。但し、契約上の地位の譲渡が解除された場合にはこの限りではありません。</p> <p>上記(3)に従って当社が異議を受領した会員、及び上記(2)に従って譲渡に承諾したものとみなされない会員を除き、上記(3)に定める 2 か月の期間の満了時において、当社は、契約上の地位の譲受人に対して会員の個人情報を開示することができるものとします (なお、本規約に基づく各接続機器のレンタル契約上の地位を譲り受けた譲受人は、個人情報等の保護に関する本規約第 11 条の規定に当然従うこととなります。)。但し、上記 2 か月の期間の経過後に上記(2)の事実が判明した会員については、</p> |

| | |
|---|--|
| <p>が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。</p> | <p>当社が当該事実を知った後遅滞なく、もしくは当該会員の請求により、また、上記(4)に従って当社が譲渡の解除を通知した会員については当該解除後すみやかに、当社は譲受人に対する当該会員の個人情報の提供を停止し、既に提供した個人情報を譲受人から当社に返却させまたは譲受人において消去させるものとします。</p> |
| <p>第 16 条 (Wi-Fi 地デジパック)</p> <p>4. Wi-Fi 地デジパックの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後に本申し込みを行った場合の課金開始日は、本申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。地デジチューナーの課金開始日後に本申し込みを行った場合、申し込みを行った日が属する月の翌月 1 日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。また、地デジチューナーのレンタル契約成立後で課金開始日前に本申し込みを行なった場合、地デジチューナーの課金開始日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。</p> | <p>第 16 条 (Wi-Fi 地デジパック)</p> <p>4. Wi-Fi 地デジパックの利用料金の課金開始日は、以下に定める通りとします。</p> <p>(2) 会員がソフトバンク BB 光サービスの契約成立後に本申し込みを行った場合の課金開始日は、本申し込みを行った日から起算して 7 日後が属する月の翌月 1 日とします。地デジチューナープラス用地デジチューナーのレンタル課金開始日後に本申し込みを行った場合、申し込みを行った日が属する月の翌月 1 日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。また、地デジチューナーのレンタル契約成立後で課金開始日前に本申し込みを行なった場合、地デジチューナーの課金開始日より Wi-Fi 地デジパックの利用料金が適用されます。</p> |
| <p>条文なし</p> | <p>地デジチューナー (R) に関する特約</p> <p>本条は、当社が提供する地デジチューナー (R) 用地デジチューナー (以下、本条では「地デジチューナー (R)」といいます) のレンタル申し込みを行う会員対して適用されるものとします。</p> <p>第 17 条 (情報の取得について)</p> <p>当社は、地デジチューナー (R) を提供するにあたり、以下の各情報を取得、保持かつ利用する場合があります。当社は、これらの情報について本規約に従い取り扱います。</p> <p>(1) 端末特定に必要な情報 機器固有 ID (製造番号、品番等)</p> <p>(2) 地デジチューナー (R) ・指定アプリの利用ならびに通信等の情報 利用日時、利用状態、利用内容、インストール、バージョン情報等</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(3) 位置情報 Wi-Fi、GPS による端末の位置情報</p> <p>第 17 条の 2 (情報の利用について) 当社は、地デジチューナー (R) にて取得した情報をサービスお申し込み時に取得した契約者情報と関連付けて取り扱う場合がございます。これらの情報について、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシー (http://www.softbankbb.co.jp/ja/privacy/) に従い、取り扱います。また、取得した情報について個人を特定しない形で第三者に提供する場合があります。</p> <p>第 17 条の 3 (取得する情報の利用目的) 当社は、地デジチューナー (R) にて取得、保持した情報を以下に定める目的に従って利用する場合があります。</p> <p>(1) 当社サービスの利便性の向上、品質改善または利用者に対するサービス、技術の提供のため (2) 指定アプリの最新バージョン提供のため (3) 利用者からの問い合わせへの対応および当社サービスの利用に関する手続きのご案内や情報の提供等のカスタマーサポートのため (4) 利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため (5) 当社が提供する特典の適用の有無を識別するため (6) 興味関心に基づく情報を利用者に提供するため (7) その他、当社サービスの提供に必要な業務のため</p> |
|--|---|

「オプションパック規約」新旧対応表

| 改定前 (2013 年 6 月 1 日付) | 改定後 (2013 年 8 月 1 日付) |
|--|---|
| <p>第 1 条 (本規約の目的) オプションパック規約 (以下「本規約」といいます) は、当社が提供する Yahoo! BB サービス (以下「ブロードバンドサービス」といいます) における複数のオプションサービスをパッケージ化して提供する (以下「本サービス」といいます) ことについて定めるものです。</p> | <p>第 1 条 (本規約の目的) オプションパック規約 (以下「本規約」といいます) は、ソフトバンク BB 株式会社 (以下「当社」といいます) が提供する Yahoo! BB サービス (以下「ブロードバンドサービス」といいます) において、複数のオプションサービスをパッケージ化して提供するパッケージサービス</p> |

各オプションサービスの規定は各オプションサービスの規約に準じます。

本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約の規定が優先します。

(以下「本サービス」といいます) ことについて定めるものです。本サービス内の各オプションサービスに関する規定は、各オプションサービスの規約に準じるものとします。本規約が各オプションサービス規約と異なる定めをしているときは、本規約が優先して適用されるものとします。

第2条 (提供サービス)

1. 本規約では以下のオプションサービスについてのパッケージ提供を定めます。
2. 前項に定めるパッケージサービスは 2013 年 6 月 1 日以降に本規約の申込をした会員に適用されます。

| | |
|----------------------|---|
| パッケージ名称 | バリューパック |
| パッケージ対象 オプションサービス | 光 BB ユニット (Yahoo! BB 光のみ) |
| | Wi-Fi マルチパック |
| | 地デジチューナープラス |
| | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® |
| | BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android) |
| | BB ライフ |
| | ソフトバンク Wi-Fi スポ ット |
| パッケージ提供価格 (月額) | 2,680 円 |
| 提供可能 ブロードバンドサービス | Yahoo! BB 光 with フレ ッツ Yahoo! BB 光フレッツコ ース |

第2条 (提供サービス)

1. 本規約では以下のオプションサービスについてのパッケージ提供を定めます。

| | |
|----------------------|---|
| 項番 | 1 |
| パッケージ名称 | バリューパック |
| パッケージ対象 オプションサービス | 光 BB ユニットレンタル |
| | Wi-Fi マルチパック |
| | 地デジチューナープラス または地デジチューナー (R) |
| | BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® |
| | BB セキュリティ Internet SagiWall ™ (Android 版) |
| | BB ライフ |
| | ソフトバンク Wi-Fi スポ ット |
| | パッケージ提供価格 (月額) |
| 提供可能 ブロードバンドサービス | Yahoo! BB 光 with フレ ッツ Yahoo! BB 光フレッツコ ース |
| 適用期間 | 適用開始日より 24 ヶ月 間 (自動更新) |
| 解除料 | 5,250 円 |

| | |
|--|--|
| | <p>2. 前項に定める項番 1 のパッケージサービスは 2013 年 6 月 1 日以降に本規約の申込をした会員に適用されま す。</p> <p>3. 前項に定める項番 1 のパッケージ対象オプションサ ービスのうち、地デジチューナープラスまたは地デジ チューナー (R) のいずれを提供するかは、会員が利 用するサービスに応じて当社が任意に選択、決定する ものとする。</p> <p>4. 前項に定める項番 1 のパッケージ対象オプションサ ービスのうち、BB セキュリティ for Smart Device powered by McAfee® および BB セキュリティ Internet SagiWall™ (Android 版) については、各サ ービス 1 ライセンスとなります。</p> <p>5. 前項に定める項番 1 のパッケージ対象オプションサ ービスのうち、ソフトバンクモバイル株式会社 (以下 「SBM」といいます) が提供するソフトバンク Wi-Fi スポットは、当社指定のタブレット (以下「指定タブ レット」とします) においてのみサービスの利用が可 能となります。なお、会員がソフトバンク Wi-Fi ス ポットを利用する場合は、SBM が別途定める「ソフト バンク Wi-Fi スポット利用規約」の条件に従うもの とします。</p> |
| <p>第 3 条 (利用契約の申し込みおよび申込内容の変更)</p> <p>1. 本サービスの利用希望者は、予め本規約に同意の上、 当社所定の方法により当社に対し利用契約の申し込 みを行うものとしします。</p> | <p>第 3 条 (利用申込および申込内容の変更)</p> <p>1. 本サービスの利用希望者は、予め本規約に同意の上、 当社所定の方法により当社に対し利用申込を行うも のとしします。</p> |
| <p>第 4 条 (利用申込の承諾)</p> <p>1. 本サービス利用契約は、以下の場合に成立するもの としします。</p> <p>(1) ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービス を申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日 を契約成立日としします。</p> <p>(2) ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービス を申し込む場合は、ブロードバンドサービスの契約成 立日を本サービスの契約成立日としします。</p> | <p>第 4 条 (適用開始日と利用申込の承諾)</p> <p>1. 本サービスの適用開始日は以下の通りとしします。</p> <p>(1) ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービス を申し込む場合は、ブロードバンドサービスの契約成 立日を本サービスの適用開始日としします。</p> <p>(2) ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービス を申し込む場合は、当社がその申し込みを受諾した日 の 7 日後が属する月の翌月 1 日を適用開始日としま</p> |

| | |
|--|---|
| <p>2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。</p> <p>(4) 過去に不正使用などにより利用契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。</p> | <p>す。</p> <p>2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用申込を承諾しないことがあります。</p> <p>(4) 過去に不正使用などにより本サービスの適用を解除されていること、または本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。</p> |
| <p>第5条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの課金開始日は、以下とします。</p> <p>(1) ブロードバンドサービスの契約成立後に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日の7日後が属する月の翌月1日とします。</p> <p>(2) ブロードバンドサービスの契約成立前に本サービスを申し込む場合は、本サービスの契約成立日からとします。</p> <p>2. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。</p> | <p>第5条 (利用料金)</p> <p>1. 本サービスの適用開始日以降は、第2条1項に定めるパッケージ提供価格が本サービス内の各オプションサービスの課金開始日より優先して適用されるものとします。なお、本サービスの申込以前より既に利用中のパッケージ対象オプションサービスがある場合、本サービスの適用開始日までの期間は各オプションサービスの通常料金が適用されるものとします。</p> <p>2. 本サービスの適用開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。</p> |
| <p>第6条 本サービスの終了について</p> <p>1. 本サービスは以下の場合において、パッケージ提供価格を終了と致します。</p> <p>(1) 第2条1項に定めるパッケージ対象オプションサービスを一つでも解約した時</p> <p>(2) ブロードバンドサービスを2条2項に定める対象サービス以外のサービスにサービス変更した時</p> <p>(3) ブロードバンドサービスの利用契約が終了した時</p> | <p>第6条 (本サービスの終了について)</p> <p>1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、本サービスの適用を解除しパッケージ提供価格を終了とします。</p> <p>(1) 第2条1項に定めるパッケージ対象オプションサービスを一つ以上解約した場合</p> <p>(2) 第2条1項に定める提供可能ブロードバンドサービス以外のサービスに変更した場合</p> <p>(3) ブロードバンドサービスの利用契約が終了した場合</p> |
| <p>第7条 契約期間について</p> <p>1. 本サービスは課金開始日の属する月から起算して、24ヵ月後の月末までを契約期間とし、契約期間の満了月までに第6条1項の終了条件を満たさなかった場合は、更に24ヵ月間を契約期間として自動更新されるものとします。なお、契約期間の満了月以外に本サービスを終了した場合、会員は当社に解除料として5,250円を支払うものとします。</p> <p>2. 当社が提供する他のサービスを同月内に解約するこ</p> | <p>第7条 (適用期間および解除料について)</p> <p>1. 第2条1項に定める項番1のサービスについては、課金開始日の属する月から起算して24ヵ月後の月末までを適用期間とし、適用期間の満了月までに第6条1項の終了条件を満たさなかった場合は、更に24ヵ月間を適用期間として自動更新されるものとします。</p> <p>2. 本サービスのうち、第2条1項において解除料が設定されているパッケージサービスについては、適用期間の満了月以外に当該パッケージサービスを終了し</p> |

とにより解除料が重複して発生する場合は、10,500 円を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。

た場合、会員は当社に同項にて定める解除料を支払うものとします。なお、当社が提供する他のサービスを本サービスと同月内に解約することにより解除料が重複して発生する場合は、10,500 円を解除料の上限金額として当社に対して支払うものとします。